

審議事項 第 4 号

第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部の居宅介護支援事業所への委託について

第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部の居宅介護支援事業所への委託について

1 委託における留意点

地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号） 関係部分抜粋 （P.15）

5 事業の留意点

(1) 指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援

事業者へ委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ⑦ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること

2 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部委託状況について

※令和5年4月～令和6年3月サービス提供分

	委託総数 (件)	うち法人内事業所へ の委託件数, 割合		左記以外の委託件数が 多い事業所3位までの 件数, 割合		
		件数	割合	順位	件数	割合
中央	4,985	193件	3.9%	1	426件	8.5%
				2	400件	8.0%
				3	347件	7.0%
豊岡	3,111	0件	0.0%	1	685件	22.0%
				2	194件	6.2%
				3	161件	5.2%
東旭川・千代田	3,303	64件	1.9%	1	404件	12.2%
				2	291件	8.8%
				3	200件	6.1%
東光	4,795	101件	2.1%	1	278件	5.8%
				2	226件	4.7%
				3	209件	4.4%
新旭川・永山南	4,206	788件	18.7%	1	646件	15.4%
				2	247件	5.9%
				3	229件	5.4%
永山	2,589	299件	11.5%	1	463件	17.9%
				2	221件	8.5%
				3	201件	7.8%
末広・東鷹栖	5,690	351件	6.2%	1	1299件	22.8%
				2	555件	9.8%
				3	450件	7.9%
春光・春光台	3,922	302件	7.7%	1	366件	9.3%
				2	314件	8.0%
				3	273件	7.0%
北星・旭星	5,201	361件	6.9%	1	501件	9.6%
				2	475件	9.1%
				3	363件	7.0%
神居・江丹別	4,830	445件	9.2%	1	805件	16.7%
				2	468件	9.7%
				3	377件	7.8%
神楽・西神楽	6,079	495件	8.1%	1	507件	8.3%
				2	461件	7.6%
				3	443件	7.3%

※法人内事業所には関係会社を含めています。

3 新規委託先について

(1) 市内の居宅介護支援事業所
なし

(2) 市外の居宅介護支援事業所

事業所番号	名称	所在地
0170406136	りそねケアマネステーション	札幌市西区西町南15丁目4-6 高伸ハイツ306号